

平成23年11月  
内閣府  
外務省  
防衛省

## 南スーダン国際平和協力業務への司令部要員派遣について

### 1. 経緯

- (1) 2005年(平成17年)1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍との間で南北包括和平合意(CPA)が署名され、武力紛争が終結。
- (2) これを受けて、同3月、安保理決議(第1590号)が採択され、CPAの履行支援等を任務とする国連スーダン・ミッション(UNMIS)が設立。
- (3) 本年1月、南部スーダンの独立の是非を問う住民投票が実施され、約99%が南部スーダンのスーダンからの分離を支持する結果となり、同年2月、スーダン政府は、この結果を受け入れる大統領令を発出。
- (4) 本年7月8日、安保理は、南スーダン共和国の平和と安全の定着及び同国の発展のための環境の構築の支援等を任務とする国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)の設立を決定する決議第1996号を採択。同月9日、南部スーダンは南スーダン共和国として独立し、UNMISSが設置され、UNMISはその活動を終了。
- (5) 本年8月、国連の潘基文事務総長から、菅内閣総理大臣(当時)に対し、日本のUNMISSに対する協力への期待が表明され、菅内閣総理大臣(当時)より、司令部要員の派遣に関心がある旨表明。  
また、野田内閣総理大臣は、9月21日、潘基文事務総長との会談において、我が国が司令部要員を派遣する用意を進めている旨表明。

### 2. 業務の概要(実施計画のポイント)

- (1) UNMISS司令部要員として、以下の2ポストに陸上自衛官各1名を派遣予定(要員は非武装)。
  - ① UNMISS軍事部門司令部兵站課(J4)において、軍事部門の兵站全般の需要に関するUNMISS部内の調整に当たる「兵站幕僚」
  - ② UNMISS統合ミッション分析センター(JMAC)においてデータベースの管理に当たる「情報幕僚」
- (2) UNMISS、南スーダン政府その他の関係機関との連絡調整に当てるため、連絡調整要員1名を派遣予定。
- (3) 期間  
平成23年11月中旬から平成24年9月30日までを予定。

### 3. 今後の予定

平成23年11月中旬 実施計画等の閣議・国会報告  
11月下旬 司令部要員の派遣

(以上)

**国連南スーダン共和国ミッション**  
**United Nations Mission in the Republic of South Sudan (UNMISS)**  
 《 概 要 》

1. 設立年月                    2011年7月設立
2. 設立決議                 安保理決議 1996 (2011)
3. 展開場所                 南スーダン共和国
4. 本部所在地                ジュバ (Juba)
5. 事務総長特別代表        ヒルデ・ジョンソン (Hilde Johnson) (ノルウェー)
6. 軍司令官                 モーゼス・ビソン・オビ (Moses Bison Obi) 中将 (ナイジェリア)
7. 活動期限                 2011年7月9日から1年間 (安保理決議 1996 (2011))

8. 任務

平和と安全の定着及び南スーダンにおける発展のための環境の構築の支援であり、南スーダン政府に対する以下の支援を行う。

- (1) 平和の定着並びにそれによる長期的国造り及び経済開発に対する支援
- (2) 紛争予防・緩和・解決及び文民の保護に関する南スーダン政府の責務の履行に対する支援
- (3) 治安の確保、法の支配の確立、治安部門・司法部門の強化に対する支援 等

9. 派遣規模 (2011年9月30日現在の実員)

(1) 部隊要員	5,109名		
(2) 文民警察要員	374名		
(3) 軍事監視要員	194名	計	5,677名

10. 要員派遣国 (2011年9月30日現在 計57カ国)

アルゼンチン、オーストラリア、バングラデシュ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、カンボジア、カナダ、中国、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エチオピア、フィジー、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシア、グアテマラ、赤道ギニア、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キルギス、マレーシア、マリ、モンゴル、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サモア、シエラレオネ、スリランカ、スウェーデン、タンザニア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、米国、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

# スーダン及び南スーダンに関する国連ミッション



平成23年11月  
内閣府国際平和協力本部事務局

## 国連安保理決議第1996号の主要点

### 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)の設立

7月8日(金), 国連安保理は, 2011年7月9日をもって「国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)」を設立することを決定する決議第1996号を採択した。当初のマンデート期間は1年間とし, 最大7000人の軍事要員, 最大900人の警察要員等からなる。

### 決議第1996号の主要点

- 国連憲章第7章の下で行動。【前文19】
- 7月9日をもって, 国連南スーダン共和国ミッション(United Nations Mission in the Republic of South Sudan, UNMISS)の設立を決定。【主文1】
  - 活動期間は, 当初1年間とし, その後も必要に応じて更新する。
  - 要員規模は, 最大7000人の軍事要員, 最大900人の文民警察要員及び適当数の文民要員。
  - 3カ月後及び6カ月後にレビュー(軍事要員の規模を6000人まで縮小可能か否を検討)。
- UNMISSの任務は, 平和と安全の定着及び南スーダンにおける発展のための環境の構築の支援であり, 南スーダン政府に対する以下の支援を行う。【主文3】
  - 平和の定着並びにそれによる長期的な国造り及び経済開発に対する支援
  - 紛争予防・緩和・解決及び文民の保護に関する南スーダン政府の責務の履行に対する支援。
  - 治安の確保, 法の支配の確立, 治安部門・司法部門の強化に対する支援。
- 文民の保護, 国連要員及び人道支援要員の安全確保等の保護任務の遂行に当たり, UNMISSが必要なすべての手段を行使する権限を承認。【主文4】
- 国連スーダン・ミッション(UNMIS)が担ってきた機能を適当な要員とロジ設備とともにUNMISSへ移管し, UNMISの撤収開始を事務総長に要請。【主文16】
- 事務総長特別代表に対し, 治安部門改革や警察機構構築といった平和構築の諸課題への国連システム共通計画案を4カ月以内に安保理に報告するよう要請。【主文18】
- 事務総長に対し, 4カ月以内に, UNMISSの任務遂行のためのベンチマークを提案するよう要請し, その後4カ月毎に進捗状況を定期的に報告するよう要請。【主文19】

(了)